



男女共同参画の視点

多様な性について考えよう！ 体の性・心の性・好きになる性

セクシュアリティ(性のあり方)は、男性・女性の2通りだけではありません。次の3つの要素をもとに、さまざまなセクシュアリティが存在します。

- 体の性…性染色体などから決定される生物学的な性
- 心の性…自分自身が認識している性(性の自認)
- 好きになる性…恋愛や性愛の対象となる性(性的指向)

皆さんはLGBT(性的少数者)という言葉聞いたことがありますか。LGBTとは、次の英単語の頭文字をとった言葉です。

①レズビアン(Lesbian)

心の性が女性で、好きになる性が女性の人

②ゲイ(Gay)

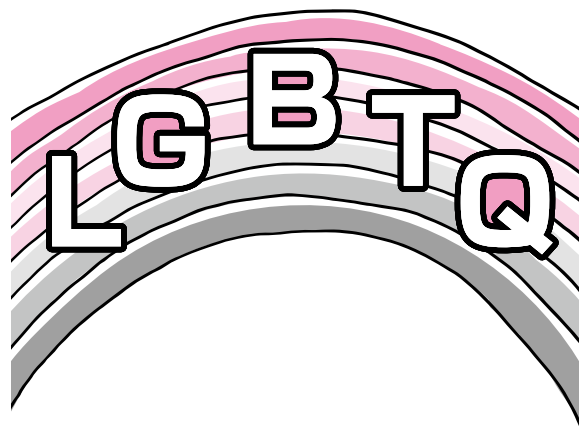
心の性が男性で、好きになる性が男性の人

③バイセクシャル(Bisexual)

好きになる性が両性の人

④トランスジェンダー(Transgender)

体の性と心の性が一致しない人



また、心の性と好きになる性をどちらとも認識していない人などを表す「Q(クエスチョニングやクイア)」を加えてLGBTQとも呼ばれています。

多様な性がある中で、日本では人口の3~10パーセントが性的少数者だといわれています。皆さんの身近にいる人が性的少数者であることに悩んでいるかもしれません。まずは多様な性について考えてみませんか。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



消費生活相談Q&A

甘い言葉で誘導する ロマンス投資詐欺に注意!

Q マッチングアプリで知り合った人と連絡を取っていたところ、2人の将来の生活費のためにと、海外の暗号資産(仮想通貨)の取引所で投資をするように勧められました。案内された通りに専用アプリへ入金して取引を始めたところ、すぐに取引価格は高騰しました。専用アプリ内の資金を国内の暗号資産交換業者を通じて出金しようとしたのですが、専用アプリの運営会社から多額の保証金を支払うように連絡があったほか、手数料などの費用を次々に請求されました。これらの費用を全て支払ったにもかかわらず、現在も専用アプリ内の資金を出金することはできていません。資金は返ってくるのでしょうか。

A コロナ禍において急増している相談内容で、恋愛感情や資産を増やしたいという消費者の心理を逆手に取った「ロマンス投資詐欺」と呼ばれる手口だと考えられます。この手口は、専用アプリの運営会社や投資の実態を確認できないことが多いため、資金を取り戻すことは極めて困難です。

ロマンス投資詐欺の被害の主な流れは次の通りです。

1. 出会い系サイトやマッチングアプリなどで知り合う
2. 直接会う前に、出会い系サイトやマッチングアプリ以外で連絡を取りたいと持ち掛けられる
3. 投資を勧められ、専用アプリを案内される
4. まずは少額の投資を促され、専用アプリの画面上では利益が出る
5. さらに高額な投資を促され、追加で入金する
6. 出金しようとするが、さまざまな名目で追加の入金を求められ、結局出金できない
7. 知り合った人や専用アプリの運営会社と連絡が取れなくなり、資金が返ってこない

詐欺は、被害に遭ってしまってから資金を取り戻すのが難しいため、出会い系サイトやマッチングアプリなどはルールに従って利用した上で、知り合った人の勧めで投資をするのはやめましょう。

不安に思ったり、トラブルになったりしたときは消費生活センターに相談してください。海外事業者とのトラブルについては、国民生活センター越境消費者センター(https://www.ccj.kokusen.go.jp/sdn_doi)でも相談を受け付けています。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

国民健康保険の高額療養費制度

超過分が払い戻されます

1カ月の自己負担額が限度額を超えたとき

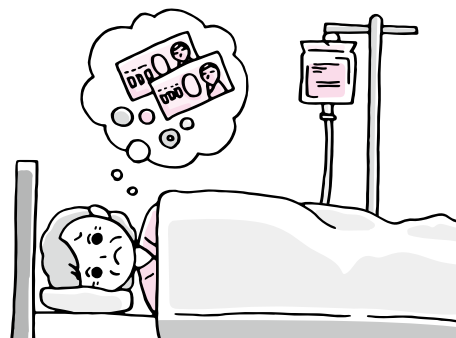
高額療養費制度は、国民健康保険加入者が同じ月内・同じ医療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で自己負担限度額を超える金額を支払ったとき、その超過分が後で払い戻される制度です。70歳以上の人の限度額は、下表の通り区分されています。70歳未満の人の限度額については、保険年金課(☎20-1526)にお問い合わせください。

支給対象世帯には「該当通知書」と「申請書」を送付

高額療養費が支給される世帯には、通常、受診の2カ月後に該当通知書と申請書を送付します。

所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	25万2,600円(総医療費が84万2,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は14万100円)	
現役並みⅡ 課税所得380万円以上 690万円未満	16万7,400円(総医療費が55万8,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は9万3,000円)	
現役並みⅠ 課税所得145万円以上 380万円未満	8万100円(総医療費が26万7,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は4万4,400円)	
一般	1万8,000円 (年間上限* 14万4,000円)	5万7,600円 (4回目以降は 4万4,400円)
低所得(非課税)	Ⅱ	2万4,600円
	Ⅰ	1万5,000円

*8月から翌年7月までの1年間



この通知を受け取ったら、次の申請に必要な物を持って保険年金課(市役所1階 〒286-8585 花崎町760)または下総・大栄支所で申請してください。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送でも申請できます。支払日は、後日送付する「高額療養費支給決定通知書」で確認してください。

申請に必要な物=該当通知書、申請書、医療費の領収書(病院などが発行した物)、世帯主の振込先口座が分かる物、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーが分かる物と本人確認ができる物(運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カードなど)

「限度額適用認定証」で窓口負担が自己負担限度額までに

医療機関で限度額適用認定証を提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までになります。

限度額適用認定証の交付を受けられるのは、国民健康保険税の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。希望する人は次の申請に必要な物を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。なお、70歳以上の「現役並みⅢ」と「一般」の人については認定証の発行は不要です。

申請に必要な物=保険証、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーが分かる物と本人確認できる物(運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カードなど)

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

年金

受給者が亡くなったときは速やかに届け出を

年金受給者が亡くなった場合、遺族の人は年金に関する死亡の届け出をしてください。

年金は年6回、偶数月の15日に前月までの2カ月分が支払われます。支払日には自動的に指定の口座に振り込まれるようになっているので、届け出がないと亡くなった後も年金が支払われ続けてしまう場合があります。その場合、多く支給された分を後から返納してもらうことになりますので、届け出は速やか

をお願いします。

また、年金は原則として亡くなった月の分まで受けられますが、まだ受け取っていない年金がある場合、生計を同じくしていた遺族の人が受け取ることができます。年金に関する死亡の届け出と併せて手続きしてください。

未払いの年金を受け取ることができる遺族の優先順位は次の通りです。

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- ⑦そのほかの3親等内の親族

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)または年金ダイヤル(☎0570-05-1165)へ。